

弘前市の定員適正化計画

1 合併前旧3市町村の定員

	H16.4.1	H17.4.1
旧弘前市	1,383	1,363
旧岩木町	156	155
旧相馬村	61	60
計	1,600	1,578

2 集中改革プラン（平成17.4.1～平成22.4.1）

		H16.4.1	H17.4.1	H18.2.27 市町村合併	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1
計 画	定 員	1,600	1,578	1,558	1,549	1,514	1,497	1,497	1,488
	対前年増減数		△ 22	△ 20	△ 9	△ 35	△ 17	0	△ 9
実 績	定 員	1,600	1,578	1,558	1,549	1,514	1,467	1,463	1,447
	対前年増減数		△ 22	△ 20	△ 9	△ 35	△ 47	△ 4	△ 16

3 第2次弘前市行政改革前期実施計画（平成22.4.1～平成26.4.1）

		H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1
計 画	定 員	1,447	1,427	1,433	1,425	1,402
	対前年増減数		△ 20	6	△ 8	△ 23
実 績	定 員	1,447	1,427			
	対前年増減数		△ 20			

◎行政改革推進懇談会

役職名	氏名	ふりがな
委員長	神 忠男	じん ただお
委員長職務代理者	白取 幹人	しらとり みきと
委員	清藤 崇	せいとう たかし
委員	佐藤 あき子	さとう あきこ
委員	新町 正之	しんまち まさゆき
委員	西東 克介	さいとう かつすけ
委員	羽瀨 一代	はぶち いちよ
委員	小山内 いずみ	おさない いずみ
委員	成田 省一	なりた しょういち
委員	菊地 傑	きくち まさる

旧3市町村の下水道普及率

市町村	年 度	公共下水道普及率(%)	農業集落排水普及率(%)	計	備 考
旧弘前市	H17年度末	82.7%	8.5%	91.2%	農集排の弥生地区は未整備
	H22年度末	84.7%	10.9%	95.6%	
	増 減	2.0%	2.4%	4.4%	
旧岩木町	H17年度末	44.8%	34.4%	79.2%	下水道の百沢地区、常盤野地区は未整備
	H22年度末	51.0%	33.7%	84.7%	農集排の弥生地区は未整備
	増 減	6.2%	△0.7%	5.5%	注1
旧相馬村	H17年度末	56.1%	41.3%	97.4%	整備済
	H22年度末	58.0%	40.6%	98.6%	
	増 減	1.9%	△0.7%	1.2%	注1

注1. 住民基本台帳人口の減による増減

ラスパイレス指数

	年度	旧弘前市	旧岩木町	旧相馬村
(説明) 地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の構成を基準として、職種ごとに学歴別・経験年数別に平均給与額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したもの	15年度	101.0	96.9	93.9
	16年度	98.7	94.6	92.3
	17年度	99.4	94.7	91.2
		弘前市		
	18年度	98.2		
	19年度	98.5		
	20年度	97.9		
	21年度	97.5		
	22年度	97.1		

平均給料月額及び平均年齢(一般行政職)

	年度	旧弘前市	旧岩木町	旧相馬村
平均給料月額(百円未満四捨五入)	16年度	340,700円	332,900円	338,200円
平均年齢		(41歳 5月)	(41歳 9月)	(44歳 0月)
	17年度	347,700円	339,900円	335,700円
		(42歳 2月)	(42歳11月)	(43歳 9月)
		弘前市		
	18年度	347,500円		
		(42歳11月)		
	19年度	343,700円		
		(43歳 2月)		
	20年度	338,400円		
		(43歳 1月)		
	21年度	334,300円		
		(43歳 2月)		
	22年度	327,900円		
		(42歳11月)		

「新市建設計画」財政計画と決算(H23当初予算)との比較表

(単位:百万円)

【歳入】	平成18年度決算			平成19年度決算			平成20年度決算		
	平成18年度決算 (A)	平成18年度新市建設 計画の財政計画 (B)	差 額 (A)-(B)	平成19年度決算 (A)	平成19年度新市建設 計画の財政計画 (B)	差 額 (A)-(B)	平成20年度決算 (A)	平成20年度新市建設 計画の財政計画 (B)	差 額 (A)-(B)
市町村税	19,079	19,089	▲ 10	20,232	19,089	1,143	20,200	19,089	1,111
譲与税・交付金	4,626	4,078	548	3,187	4,064	▲ 877	3,080	4,057	▲ 977
地方交付税(臨財債含む)	20,291	19,114	1,177	20,157	21,145	▲ 988	21,280	21,118	162
国・県支出金	12,364	12,833	▲ 469	13,734	12,780	954	13,542	13,089	453
地方債(臨財債除く)	4,094	8,792	▲ 4,698	4,833	4,532	301	2,538	3,185	▲ 647
その他	6,549	5,454	1,095	6,450	5,481	969	6,339	5,490	849
計	67,003	69,360	▲ 2,357	68,593	67,091	1,502	66,979	66,028	951
【歳出】	平成18年度決算			平成19年度決算			平成20年度決算		
	平成18年度決算 (A)	平成18年度新市建設 計画の財政計画 (B)	差 額 (A)-(B)	平成19年度決算 (A)	平成19年度新市建設 計画の財政計画 (B)	差 額 (A)-(B)	平成20年度決算 (A)	平成20年度新市建設 計画の財政計画 (B)	差 額 (A)-(B)
義務的経費	34,857	33,895	962	35,814	35,010	804	35,208	34,459	749
人件費	10,474	10,089	385	10,760	10,994	▲ 234	9,666	10,275	▲ 609
扶助費	14,974	14,478	496	15,572	14,614	958	15,801	14,750	1,051
公債費	9,409	9,328	81	9,482	9,402	80	9,741	9,434	307
普通建設事業	6,300	6,553	▲ 253	6,183	8,294	▲ 2,111	4,626	5,344	▲ 718
その他	25,800	28,469	▲ 2,669	26,753	26,115	638	26,567	25,420	1,147
計	66,957	68,917	▲ 1,960	68,750	69,419	▲ 669	66,402	65,223	1,178
歳入一歳出	46	443		▲ 157	▲ 2,328		577	805	
財政調整基金 残高	2,567	4,395	▲ 1,828	1,957	2,067	▲ 110	2,317	2,872	▲ 555
							※公債費に、公的資金補償金免除借換債分 498百万円は含まない。		

(単位:百万円)

【歳入】	平成21年度決算			平成22年度決算			平成23年度当初予算		
	平成21年度決算 (A)	平成21年度新市建設 計画の財政計画 (B)	差 額 (A)-(B)	平成22年度決算 (A)	平成22年度新市建設 計画の財政計画 (B)	差 額 (A)-(B)	平成23年度当初予算 (A)	平成23年度新市建設 計画の財政計画 (B)	差 額 (A)-(B)
市町村税	19,648	19,089	559	19,483	19,089	394	19,365	19,187	178
譲与税・交付金	3,023	4,057	▲ 1,034	3,009	4,057	▲ 1,048	2,801	4,057	▲ 1,256
地方交付税(臨財債含む)	22,693	20,976	1,717	25,700	21,049	4,651	23,289	20,586	2,703
国・県支出金	20,271	13,304	6,967	18,152	13,091	5,061	16,856	13,074	3,782
地方債(臨財債除く)	3,094	3,510	▲ 416	2,894	2,924	▲ 30	2,872	2,877	▲ 5
その他	6,342	5,446	896	6,251	5,371	880	6,451	5,314	1,137
計	75,071	66,382	8,689	75,489	65,581	9,908	71,634	65,095	6,539
【歳出】	平成21年度決算			平成22年度決算			平成23年度当初予算		
	平成21年度決算 (A)	平成21年度新市建設 計画の財政計画 (B)	差 額 (A)-(B)	平成22年度決算 (A)	平成22年度新市建設 計画の財政計画 (B)	差 額 (A)-(B)	平成23年度当初予算 (A)	平成23年度新市建設 計画の財政計画 (B)	差 額 (A)-(B)
義務的経費	36,296	35,398	898	38,165	34,393	3,772	37,656	34,025	3,631
人件費	10,219	11,105	▲ 886	9,770	10,130	▲ 360	9,505	9,837	▲ 332
扶助費	16,480	14,889	1,591	18,919	15,028	3,891	18,898	15,169	3,729
公債費	9,597	9,404	193	9,476	9,235	241	9,253	9,019	234
普通建設事業	7,521	5,868	1,653	6,833	5,789	1,044	5,644	5,736	▲ 92
その他	31,138	25,483	5,655	28,896	25,400	3,496	28,630	25,328	3,302
計	74,955	66,749	8,206	73,894	65,582	8,312	71,930	65,089	6,841
歳入一歳出	116	▲ 367		1,595	▲ 1		▲ 296	6	
財政調整基金 残高	2,070	2,505	▲ 435	2,553	2,504	49	2,256	2,510	▲ 254

※財政調整基金繰入金、公的資金補償金免除借換債 は含まない。

●合併特例債発行実績

(単位：千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)	合計	合併特例債発行限度額
発行額	1,679,300	1,873,300	1,370,700	2,039,500	1,843,100	2,350,200	11,156,100	28,025,500
主な事業	新西部学校給食センター建設事業 独狐蒔苗線道路改築事業 堀越小学校校舎・屋内運動場増改築事業 まちづくり振興基金積立金	新西部学校給食センター建設事業 独狐蒔苗線道路改築事業 堀越小学校校舎・屋内運動場増改築事業 まちづくり振興基金積立金	独狐蒔苗線道路改築事業 堀越小学校校舎・屋内運動場増改築事業 まちづくり振興基金積立金 アップロード整備事業	新西部学校給食センター建設事業 弘前駅前北地区土地区画整理事業 第四中学校校舎改築事業 独狐蒔苗線道路改築事業	新西部学校給食センター建設事業 弘前駅前北地区土地区画整理事業 第四中学校校舎改築事業 独狐蒔苗線道路改築事業 県営街路事業負担金(3・3号下白銀町福村線)	弘前駅前北地区土地区画整理事業 第四中学校校舎改築事業 独狐蒔苗線道路改築事業 消防事務組合負担金(消防庁舎建築事業)		(うち基金以外分 25,128,000) (うち基金積立分 2,897,500)

●地方債現在高(一般会計)

(単位：千円)

	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末(見込)
新弘前市	91,672,017	92,037,359	90,476,387	89,277,979	85,296,643	82,710,909	81,240,618	80,681,708
旧弘前市	(78,875,314)							
旧岩木町	(7,755,032)							
旧相馬村	(4,645,707)							
中郡ごみ	(395,964)							

手数料・使用料・地方税・介護保険料・国民健康保険料の変更一覧表
平成17年度（平成18年2月合併）から平成23年度まで

No	専門部会	名称	合併前			合併時（17年度） 18年2月	変更年度						変更理由 又は関係条例等
			弘前市	岩木町	相馬村		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
○手数料													
1	管財	弘前駅前自転車駐車場利用料	1日:100円、 1ヶ月:2,000円、 3ヶ月:5,000円			弘前市の額							
2	管財	契約履行証明書発行・交付手数料	300			弘前市の額							
3	税務	住宅用家屋証明申請手数料	1,300	1,300	1,300	合併前の額（現行どおり）							
4	税務	固定資産課税台帳等閲覧手数料	200	300	300	岩木町相馬村の額							
5	税務	資産証明手数料	300(3筆・棟まで)	300	300	300							
6	税務	評価証明手数料	1筆・棟増ごとに70円加算	(1筆・棟増ごとに30円加算)	(1筆・棟増ごとに30円加算)	(6筆・棟まで)1枚増ごとに100円加算							
7	税務	課税証明手数料(固定資産税)											
8、9	税務	所得・課税証明手数料	200	300	300	岩木町相馬村の額							
10-1	税務	営業証明手数料	300	300	300	合併前の額（現行どおり）							
10-2	税務	軽自動車税に関する証明手数料	300			弘前市の額							
11	税務	軽自動車課税証明手数料	300			弘前市の額							
12	税務	軽自動車税納税証明手数料	車検用 無料 その他 200円	車検用 無料	車検用 無料	車検用は無料 その他300円							
13	税務	納税証明手数料	200	300	300	岩木町相馬村の額							
14	窓口業務	自動車臨時運行許可証交付手数料	750	750	750	合併前の額（現行どおり）							
15	窓口業務	身分証明書交付手数料	300	300	300	合併前の額（現行どおり）							
16	窓口業務	住民票の写し(世帯全員・個人)交付手数料	300	300	300	合併前の額（現行どおり）							
17	窓口業務	住民票の写し(記載事項証明)交付手数料	300	300	300	合併前の額（現行どおり）							
18	窓口業務	戸籍の附票の写し交付手数料	300	300	300	合併前の額（現行どおり）							
19	窓口業務	その他の証明書交付手数料	300	300	300	合併前の額（現行どおり）							
20	窓口業務	住基カード(再)交付手数料	500	500	500	合併前の額（現行どおり）							
21	窓口業務	広域交付住民票の写し(世帯全員・個人)交付手数料	300	300	300	合併前の額（現行どおり）							
22	窓口業務	印鑑登録証交付手数料	300	300	300	合併前の額（現行どおり）							
23	窓口業務	印鑑登録証再交付手数料	200	300	500	岩木町の額							
24	窓口業務	印鑑登録証明交付手数料	200	300	300	岩木町相馬村の額							
25	窓口業務	外国人登録原票の写しの交付手数料	200	300	300	岩木町相馬村の額							
26	窓口業務	外国人登録原票の記載事項証明交付手数料	200	300	300	岩木町相馬村の額							
27	窓口業務	住民票の写し(台帳閲覧)交付手数料	200	300	300	岩木町相馬村の額							
28-1	窓口業務	戸籍謄抄本交付手数料	450	450	450	合併前の額（現行どおり）							
28-2	窓口業務	除籍(改製原)謄抄本交付手数料	750	750	750	合併前の額（現行どおり）							
29-1	窓口業務	戸籍記載事項証明交付手数料	350	350	350	合併前の額（現行どおり）							
29-2	窓口業務	除籍記載事項証明交付手数料	450	450	450	合併前の額（現行どおり）							
30	窓口業務	戸籍届出の受理証明交付手数料	300	300	350	弘前市岩木町の額							
31	窓口業務	戸籍に係わる書類閲覧手数料	350	350	350	合併前の額（現行どおり）							
32	住民生活	地縁団体認可証明書手数料	300	300	300	合併前の額（現行どおり）							
33	住民生活	地縁団体印鑑登録証明手数料	300	300	300	合併前の額（現行どおり）							
34	住民生活	放置自転車撤去保管料	自転車:2,000円、 原付バイク:3,000円			弘前市の額							
35	環境衛生	狂犬病予防注射済票交付手数料	550	550	550	合併前の額（現行どおり）							
36	環境衛生	狂犬病予防注射済票再交付手数料	340	340	340	合併前の額（現行どおり）							
37	環境衛生	犬の登録(鑑札交付)手数料	3,000	3,000	3,000	合併前の額（現行どおり）							

手数料・使用料・地方税・介護保険料・国民健康保険料の変更一覧表
平成17年度（平成18年2月合併）から平成23年度まで

No	専門部会	名称	合併前			合併時（17年度） 18年2月	変更年度						変更理由 又は関係条例等
			弘前市	岩木町	相馬村		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
38	環境衛生	犬の鑑札の再交付手数料	1,600	1,600	1,600	合併前の額（現行どおり）							
39-1	斎場霊園	弘前霊園管理手数料	2,410円(4㎡) 3,150円(6㎡)			弘前市の額							
39-2	斎場霊園	弘前霊園使用許可証名義変更手数料	500			弘前市の額							
39-3	斎場霊園	弘前霊園使用許可証再交付手数料	300			弘前市の額							
39-4	斎場霊園	死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料	16,000			弘前市の額							
39-5	斎場霊園	動物の飼養又は収容の許可申請手数料	7,200			弘前市の額							
40	し尿・ごみ対策	一般廃棄物処理業許可手数料	2,000			弘前市の額							
41	し尿・ごみ対策	一般廃棄物事業範囲変更の許可手数料	2,000			弘前市の額							
42	し尿・ごみ対策	一般廃棄物許可証再交付手数料	500			弘前市の額							
43	し尿・ごみ対策	浄化槽清掃業許可手数料	2,000			弘前市の額							
44	し尿・ごみ対策	浄化槽清掃事業範囲変更の許可手数料	2,000			弘前市の額							
45	し尿・ごみ対策	浄化槽清掃業許可証再交付手数料	500			弘前市の額							
46	し尿・ごみ対策	廃棄物処分手数料	10円券～1,000円券			弘前市の額							
47	障害福祉	精神障害者ホームヘルパー派遣手数料		無料～950円	無料～950円	廃止							サービス利用者は、民間事業所に利用者負担金について直接支払のため。
48	商工観光	計量器検査手数料	10円～51,200円	(県へ10円～51,200円)	(県へ10円～51,200円)	合併前の額（現行どおり）							
49	観光物産	温泉供給契約更新手数料		150,000		岩木町の額							
50	農政	農振関係証明手数料	300			弘前市の額							
51	果樹・野菜	鳥獣飼養登録証交付手数料	3,400	3,400	3,400	合併前の額（現行どおり）							
52	農村整備	市有農道境界証明手数料	300			弘前市の額							
53	農業委員会	耕作証明書手数料	300円	300円 (2枚目以降加算)	300円	弘前市相馬村の額							
54	都市計画	屋外広告物許可手数料	100～3,000	100～3,000	100～3,000	合併前の額（現行どおり）							
55	都市計画	都市計画に係るその他手数料	300			弘前市の額							
56	都市計画	開発許可申請手数料	8,600～ 870,000	8,600～ 870,000	8,600～ 870,000	合併前の額（現行どおり）							
57	都市計画	開発変更申請手数料	860～ 870,000	860～ 870,000	860～ 870,000	合併前の額（現行どおり）							
58	都市計画	建築物特例許可申請手数料	46,000	46,000	46,000	合併前の額（現行どおり）							
59	都市計画	予定外建築物建築許可申請手数料	26,000	26,000	26,000	合併前の額（現行どおり）							
60	都市計画	建築許可申請手数料	6,900～ 97,000	6,900～ 97,000	6,900～ 97,000	合併前の額（現行どおり）							
61	都市計画	地位の承継承認申請手数料	1,700～ 17,000	1,700～ 17,000	1,700～ 17,000	合併前の額（現行どおり）							
62	都市計画	開発登録簿写し交付申請手数料	470	470	470	合併前の額（現行どおり）							
63	都市計画	都市計画法に適合する旨の証明手数料	300	300	300	合併前の額（現行どおり）							
64	下水道	排水設備工事業者指定手数料	6,000	10,000	10,000	岩木町相馬村の額							

手数料・使用料・地方税・介護保険料・国民健康保険料の変更一覧表
平成17年度（平成18年2月合併）から平成23年度まで

No	専門部会	名称	合併前			合併時（17年度） 18年2月	変更年度						変更理由 又は関係条例等
			弘前市	岩木町	相馬村		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
65	下水道	排水設備工事検査手数料	・排水管内径100mm以下 10mまで500円 10mを超え10m増すごとに150円 ・排水管内径100mm超 10mまで600円 10mを超え10m増すごとに200円	2,000	1,000	・排水管内径100mm以下 延長110mまで2,000円 110mを超え10m増すごとに150円 ・排水管内径100mm超 延長80mまで2,000円 80mを超え10m増すごとに200円							
66	建設	道路境界証明手数料	300			弘前市の額							
67	建設	道路幅員証明手数料	300			弘前市の額							
68	建築住宅	優良宅地造成認定申請手数料	86,000～ 870,000	130,000～ 870,000	130,000～ 870,000	弘前市の額							
69	建築住宅	優良住宅新築認定申請手数料	6,200～ 58,000	6,200～ 58,000	6,200～ 58,000	合併前の額（現行どおり）							
70	建築住宅	確認申請手数料	5,000～ 460,000	5,000～ 460,000	5,000～ 460,000	合併前の額（現行どおり）				8,000～ 660,000			建築基準法の一部改正による審査項目の増加等による。
71	上水道	工事検査手数料（上水道・簡易水道）	・25ミリ以下1件2,900円 ・25ミリ超50ミリ以下1件 7,400円 ・50ミリ超100ミリ以下1 件11,100円 ・100ミリ超1件18,500円	立ち上がり1本につき 500円		弘前市の額							
72	上水道	給水工事業者指定手数料（上水道・簡易水道）	10,000	10,000		弘前市岩木町の額							
73	上水道	消火栓使用立ち会い手数料（上水道・簡易水道）	1,100			弘前市の額							
74	上水道	各種証明手数料（上水道・簡易水道）	300			弘前市の額							
75	学校教育	幼稚園入園料	3,000			弘前市の額							

No	専門部会	名称	合併前			合併時（17年度） 18年2月	変更年度						変更理由 又は関係条例等
			弘前市	岩木町	相馬村		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
○使用料													
1	管財	行政財産使用料(土地)	評価額(相続税路線)×1,000分の3.4×使用面積×月数	固定資産税評価額(類似私有地を参照)×1,000分の2.5×使用面積×月数	評価額×100分の4×使用面積(年額)	弘前市の額							
2	管財	行政財産使用料(建物)	評価額(市有財産評価額)×1,000分の3.4×使用面積×105/100×月数	固定資産税評価額(類似私有地を参照)×1,000分の4.12×使用面積×月数	評価額×100分の8×使用面積(年額)	弘前市の額							
3	管財	普通財産貸付料(土地)	相続税路線×使用面積×4/100	固定資産税評価額(類似私有地を参照)×1,000分の2.5×使用面積×12	評価額×100分の4×使用面積(年額)	弘前市の額							
4	管財	普通財産貸付料(建物)	市有財産評価額(1㎡当)×使用面積×4/100	固定資産税評価額(類似私有地を参照)×1,000分の4.12×使用面積×12	評価額×100分の8×使用面積(年額)	弘前市の額							
5	企画	市民参画センター使用料	グループ活動室1(250円/1h)、グループ活動室2(200円/1h)、団体用ロッカー(250円/1月)、複写機(10円/1枚)、印刷機(40円/マスター1枚)			合併前の額(現行どおり)					22年度(23年1月1日)印刷機(マスター代【70円/1枚】+インキ代【10円/100枚まで毎]) 他は変更なし		印刷機更新時に合わせ、受益者負担の考え方を取り入れ、適正な使用料とした。
6-1	住民生活	交通広場遊具使用料	100			合併前の額(現行どおり)							
6-2		弘前駅市営駐車場使用料	30分毎に100円(最初の30分は無料)			合併前の額(現行どおり)							
7	住民生活	交流センター使用料	30円～8,370円			合併前の額(現行どおり)							
8-1	斎場霊園	弘前霊園永代使用料	・280,000円(4㎡) ※一部の区画 300,000円 ・420,000円(6㎡)			合併前の額(現行どおり)							
8-2	斎場霊園	弘前霊園臨時使用料	(行商1人)110円 (露店営業1㎡)42円			合併前の額(現行どおり)							
9	斎場霊園	火葬料	市内2,000円～6,000円 市外3,500円～10,000円			合併前の額(現行どおり)							
10	斎場霊園	愛がん動物火葬料	10kgまでのもの 2,620円 10kgを超えるもの 4,200円			合併前の額(現行どおり)	10kgまでのもの 2,500円 10kgを超えるもの 4,000円						消費税を加算した総額表示とした。
11	高齢福祉	保健福祉センター浴室使用料		250		合併前の額(現行どおり)							
12	高齢福祉	老人福祉センター使用料	(鷹が丘等)無料～250円		(御所温泉併設)無料～300円	合併前の額(現行どおり)						条例廃止	23年度御所温泉老人福祉センターは(仮称)相馬地区住民ふれあいセンター建設事業に伴い取り壊し。
13	児童母子福祉	へき地保育所使用料	9,200円/月	8,000円/月		岩木町の額							
14	児童母子福祉	児童館使用料(保育型)	9,200円/月			8,000円/月							
15-1	商工観光	弘前市伝統産業会館使用料(会議室)	全日借上 8,800円ほか			合併前の額(現行どおり)							
15-2	商工観光	弘前市伝統産業会館使用料(研修室)	全日借上 5,700円ほか			合併前の額(現行どおり)							
15-3	商工観光	弘前市伝統産業会館使用料(和室)	全日借上 4,400円ほか			合併前の額(現行どおり)							

No	専門部会	名称	合併前			合併時（17年度） 18年2月	変更年度						変更理由 又は関係条例等	
			弘前市	岩木町	相馬村		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
16	商工観光	まちなか情報センター使用料		全日借上 1,800円ほか		合併前の額（現行どおり）								
17-1	観光物産	弘前市立観光館有料施設使用料		多目的ホール 全日借上 15,470円		合併前の額（現行どおり）								
17-2	観光物産	弘前市立観光館有料施設使用料		研修室 全日借上 12,090円		合併前の額（現行どおり）								
18	観光物産	弘前市立観光館附属設備等使用料		ビデオプロジェクター 等全部借上30,480円		合併前の額（現行どおり）								
19	観光物産	弘前市立観光館駐車場駐車料金 (最初の1時間は算入しない)		8時～22時:100円/30分		合併前の額（現行どおり）								
20	観光物産	岩木町温泉事業温泉使用料		39,780円/月		合併前の額（現行どおり）								
21	観光物産	岩木山桜林公園貸別荘利用料		30,000		合併前の額（現行どおり）								
22	観光物産	岩木山桜林公園スノーモビルランド スノーモビル使用料		3,000		合併前の額（現行どおり）								
23	観光物産	岩木町町営スキー場スキーリフト使用 料		10時間券 大人:3,500円 小人老人:3,000円		合併前の額（現行どおり）								
24	観光物産	岩木町町営スキー場ロープトウ使用 料		500		合併前の額（現行どおり）								
25	観光物産	岩木町百沢園地レストハウス休憩室 使用料		200		合併前の額（現行どおり）								
26-1	観光物産	岩木町国民宿舎利用料(宿泊料)		42,000		合併前の額（現行どおり）								
26-2	観光物産	岩木町国民宿舎利用料(入荘料)		3,500		合併前の額（現行どおり）								
27-1	観光物産	岩木町ふれあいセンター利用料(温 泉)		500		合併前の額（現行どおり）								
27-2	観光物産	岩木町ふれあいセンター利用料(和 室)		1,000		合併前の額（現行どおり）								
28-1	観光物産	岩木町総合交流ターミナル利用料 (宿泊料)		42,000		合併前の額（現行どおり）								
28-2	観光物産	岩木町総合交流ターミナル利用料 (入荘料)		4,000		合併前の額（現行どおり）								
29-1	観光物産	相馬村星と森のロマンピア			下記のとおり	合併前の額（現行どおり）								
29-2	観光物産	農林漁業体験学習館使用料			宿泊1人1泊15,000円 休憩1人1時間1,000円 温水プール1人1日 1,000円 大浴場1人1回1,000円	合併前の額（現行どおり）								
29-3	観光物産	満天ハウス使用料			宿泊1棟30,000円 休憩1棟10,000円	合併前の額（現行どおり）								
29-4	観光物産	体験学習館使用料			宿泊1人1棟10,000円 休憩1人1棟10,000円	合併前の額（現行どおり）								
29-5	観光物産	テニスコート使用料			1人1時間1,000円	合併前の額（現行どおり）								
29-6	観光物産	スカイサイクル使用料			1人1回500円	合併前の額（現行どおり）								
29-7	観光物産	バーベキューハウス使用料			1棟5,000円	合併前の額（現行どおり）								
29-8	観光物産	パターゴルフ使用料			1人1回1,000円	合併前の額（現行どおり）								
29-9	観光物産	ゴーカート使用料			1人1回1,000円	合併前の額（現行どおり）								
29-10	観光物産	多目的広場使用料			1時間15,000円	合併前の額（現行どおり）								
29-11	観光物産	森林科学館使用料			1時間4,000円	合併前の額（現行どおり）								
29-12	観光物産	天文台使用料			入館大人200円 小人100円	合併前の額（現行どおり）								
29-13	観光物産	スキー場スキーリフト使用料			1日券 大人2,000円 小人1,000円	合併前の額（現行どおり）								
30	観光物産	相馬村老人福祉センター使用料			無料～300円	合併前の額（現行どおり）							条例廃止	23年度（仮称）相馬地区住民ふれあい センター建設事業に伴い取り壊し。
31	観光物産	相馬村保養センター使用料			無料～2,100円	合併前の額（現行どおり）							条例廃止	23年度（仮称）相馬地区住民ふれあい センター建設事業に伴い取り壊し。
32	農政	小栗山農村交流公園市民農園使用 料	50㎡区画年額3,000 円			50㎡区画年額5,000円 48㎡区画年額4,800円								

No	専門部会	名称	合併前			合併時（17年度） 18年2月	変更年度						変更理由 又は関係条例等	
			弘前市	岩木町	相馬村		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
33	農政	畷農園使用料、管理棟及炊事棟使用料			30㎡1区画 年額3,000円	合併前の額（現行どおり）								
34-1	農村整備	農道等使用料	第1種電柱1,000円/年 第2種電柱1,600円/年 第3種電柱2,200円/年 ほか			弘前市の額					第1種電柱630円/年 第2種電柱970円/年 第3種電柱1,300円/年 ほか			国の占用料改定に準拠
34-2	農村整備	市有林等使用料	・土地評価額×使用面積×3.4/1,000×使用月数	・土地評価額×使用面積×2.5/1,000×使用月数 ・建物評価額×使用面積×4.12/1,000×使用月数		弘前市の額								
35	公園	弥生オートキャンプ場使用料	宿泊3,000円ほか			合併前の額（現行どおり）								
36	公園	弥生オートキャンプ場付属設備等使用料	テント1,500円ほか			合併前の額（現行どおり）								
37	公園	弥生動物広場入場料	一般420円ほか			合併前の額（現行どおり）								
38	公園	弥生ポニー乗馬・馬車、ポニーボート使用料	1回100円ほか			合併前の額（現行どおり）								
39	公園	高長根ファミリーキャンプ場使用料	宿泊520円ほか			合併前の額（現行どおり）								
40	公園	高長根ファミリースキー場ロープトウ使用料	9時～17時840円			合併前の額（現行どおり）								
41	公園	藤田記念庭園入園料	一般300円ほか			合併前の額（現行どおり）								
42	公園	藤田記念庭園洋館会議室使用料	全日3,200円ほか			合併前の額（現行どおり）								
43	公園	藤田記念庭園茶室使用料	全日4,880円ほか			合併前の額（現行どおり）								
44	公園	公園施設設置・管理使用料	便益施設 1㎡ 年額341円	町長が定める額		弘前市の額								
45	公園	公園占用料	競技会、集会、展示会、博覧会等のため設けられる仮設工作物 1㎡ ・鷹揚園 桜祭り等の期間 22円/日 上記以外の期間 13円/日 ・その他の公園 13円/日	競技会、集会、展示会等のため設けられる仮設工作物 1㎡ 500円/月×103/100		弘前市の額								
46	公園	行為による使用料	行商及び募金等 1人 ・鷹揚園 桜祭り等の期間136円/日 上記以外の期間110円/日 ・その他の公園110円/日	物品販売又は頒布 1人 820円/日 ・競技会、集会、展示会等 1㎡ 100円/日 ・募金、署名運動 1人 330円/日		弘前市の額								
47	公園	鷹揚園内レクリエーション広場使用料	全日2,100円			合併前の額（現行どおり）								
48	公園	公園付属設備等使用料	電線・電柱1,500円/年			合併前の額（現行どおり）								
49	公園	弘前城植物園入園料	一般300円ほか			合併前の額（現行どおり）								
50	公園	弘前城入園料	一般300円ほか			合併前の額（現行どおり）								

No	専門部会	名称	合併前			合併時（17年度） 18年2月	変更年度						変更理由 又は関係条例等	
			弘前市	岩木町	相馬村		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
51	下水道	下水道使用料	(一般用) 基本料10m ³ まで1,168円 排除汚水量(m ³) 10超20以下157円/m ³ 20超30以下161円/m ³ 30超50以下220円/m ³ 50超100以下267円/m ³ 100超500以下274円/m ³ 500超286円/m ³ (公衆浴場等) 基本料10m ³ 1,168円 排除汚水量	(一般用) 基本料10m ³ まで1,200円 10超160円/m ³ (公衆浴場等) 基本料10m ³ まで1,200円 排除汚水量 10m ³ 超22円	(一般用) 基本料10m ³ まで1,200円 10超120円 (水道水以外) 定額4,800円	22年度をめどに再編する 再編までは現状のまま。 (未調整)								
52	下水道	農業集落排水処理施設使用料	同上	同上	同上	同上 (未調整)								
53	建設	法定外公共物占用料	電柱1,600円/年ほか			弘前市の額					電柱970円/年ほか		国の占用料改定に準拠	
54	建設	道路占用料	第1種電柱1,000円/年 第2種電柱1,600円/年 第3種電柱2,200円/年 ほか		(例) 電柱 550円/年	弘前市の額					(例) 第1種電柱630円/年 第2種電柱970円/年 第3種電柱1,300円/年		国の占用料改定に準拠	
55	建設	市道弘前駅地下道線広告掲示枠使用料	電気料金+掲示枠使用料			合併前の額(現行どおり)								
56	建設	河川敷使用料	評価額(相続税路線) ×1,000分の3.4×使用 面積×月数			弘前市の額		変更 (例)建物敷地 115円/m ² ・年					使用料算定方法を「弘前市法定外公共物管理条例」を準用することとしたため。	
57	建設	管内函使用料		【販売価格】 1:25,000 1部 700円 1:50,000 1部 600円		弘前市相馬村と同じ (販売はしない)								
58	建築住宅	住宅使用料	・住宅使用料の決定方法は全国一律で、公営住宅法第16条第1項の規定に基づき当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じて事業主体が定めることができることから、合併に伴う料金の変更等はありません。											
59	上水道	水道料(上水道・簡易水道)	(一般用) メーター口径13mm・20mm 10m ³ まで1,478円 11~20m ³ まで193円/m ³ 21~40m ³ 203円/m ³ 41m ³ 以上214円/m ³ メーター口径25mm 10m ³ まで1,936円 11以上の料金はメーター 13mm・20mmと同じ メーター口径30mm 基本料金2,956円 1~50m ³ 203円/m ³ 51~200m ³ 214円/m ³ 201m ³ 以上224円/m ³ 以下省略	メーター口径13mm 10m ³ まで2,200円 メーター口径20mm 10m ³ まで2,600円 メーター口径25mm 10m ³ まで3,900円 メーター口径30mm 10m ³ まで5,400円 以下省略 水量10m ³ 超 250円/m ³ を加算	(一般用) 10m ³ まで1,700円 10m ³ 超170円/m ³ 以下省略	22年度をめどに再編する 再編までは現状のまま。 (未調整)								未調整

No	専門部会	名称	合併前			合併時（17年度） 18年2月	変更年度						変更理由 又は関係条例等		
			弘前市	岩木町	相馬村		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
60	上水道	メーター使用料(上水道・簡易水道)			1か月につき メーター口径13mm70円 メーター口径20mm 150円 メーター口径25mm 200円 メーター口径30mm 300円	22年度をめどに再編する 再編までは現状のまま。 (未調整)								未調整	
61-1	教育総務	学校使用料〔体育館495㎡以上・昼間〕	460			弘前市と同額									
61-2	教育総務	〃〔体育館495㎡未満・昼間〕	410			弘前市と同額									
61-3	教育総務	〃〔教室・昼間〕	310			弘前市と同額									
61-4	教育総務	〃〔体育館495㎡以上・夜間〕	670			弘前市と同額									
61-5	教育総務	〃〔体育館495㎡未満・夜間〕	620			弘前市と同額									
61-6	教育総務	〃〔教室・夜間〕	460			弘前市と同額									
62	学校教育	幼稚園保育料	5,000			弘前市と同額									
63	学校教育	教育研究所使用料 (第1～第5研修室)	(例) 第1研究室 全日貸出 6,110円			弘前市と同額									
64	生涯学習	農村環境改善センター使用料 (多目的ホール、農事研究室、生活改善実習室等)	(例) 多目的ホール 全日貸出 9,880円			弘前市と同額									
65	生涯学習	農家高齢者創作活動施設使用料 (休憩室、創作室、調理室)	(例) 創作室 全日貸出 1,950円			弘前市と同額									平成21年7月1日付け廃止→東目屋児童館
66	生涯学習	博物館観覧料	・企画展(常設展を含む) 一般 280円			弘前市と同額									
67	生涯学習	公民館施設使用料	【中央公民館施設使用料】大会議室 全日 35,230円ほか	【岩木町中央公民館使用料】大ホール 全日 1,890円ほか	【相馬村公民館】 大会議室 全日 9,500円ほか	合併前の額(現行どおり)									弘前市立公民館条例
68	生涯学習	プラネタリウム観覧料	一般240円 小・中・高校生120円			合併前の額(現行どおり)									弘前市立公民館条例
69	生涯学習	郷土文学館観覧料	高校一般100円 小中学校50円			合併前の額(現行どおり)									
70	生涯学習	学習情報館使用料	大会議室 全日 18,720円ほか			合併前の額(現行どおり)									
71	生涯学習	相馬村総合開発センター使用料				大会議室 全日 9,500円ほか	合併前の額(現行どおり)								
72	生涯学習	長慶閣使用料				研修集会室 全日 32,000円ほか	合併前の額(現行どおり)								
73	生涯学習	生活改善センター使用料				集会室 全日2,600円 ほか	沢田町会の維持管理とした								
74	生涯学習	相馬村僻地保健福祉館使用料(現在は相馬ふれあい館)				集会室 全日5,900円 ほか	合併前の額(現行どおり)								
75	生涯スポーツ	弘前市弓道場使用料	共用一般1時間 60円 ほか				合併前の額(現行どおり)								
76	生涯スポーツ	千年庭球場使用料	1面1時間 210円				合併前の額(現行どおり)								
77	生涯スポーツ	小沢運動広場使用料	共用一般1時間 60円 ほか				合併前の額(現行どおり)								
78	生涯スポーツ	弘前市民体育館使用料	競技場共用一般1時間 60円ほか				合併前の額(現行どおり)								
79	生涯スポーツ	笹森記念体育館使用料	武道場・競技場 共用一般1時間 60円 ほか				合併前の額(現行どおり)								
80	生涯スポーツ	河西体育センター使用料	・アリーナ・多目的広場共 用一般 1時間 60円ほ か ・プール共用一般320 円ほか				合併前の額(現行どおり)								

手数料・使用料・地方税・介護保険料・国民健康保険料の変更一覧表
平成17年度（平成18年2月合併）から平成23年度まで

No	専門部会	名称	合併前			合併時（17年度） 18年2月	変更年度						変更理由 又は関係条例等
			弘前市	岩木町	相馬村		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
81	生涯スポーツ	温水プール石川使用料	共用一般320円ほか			合併前の額（現行どおり）							
82	生涯スポーツ	南富田町及び金属町体育センター使用料	体育室共用1時間60円ほか			合併前の額（現行どおり）							
83	生涯スポーツ	弘前市営プール使用料	共用一般270円ほか			合併前の額（現行どおり）							
84	生涯スポーツ	弘前市城北ファミリープール使用料	共用一般320円ほか			合併前の額（現行どおり）							
85	生涯スポーツ	東目屋スキー場ロープトウ使用料	午前9時から午後5時まで870円ほか			合併前の額（現行どおり）							
86	生涯スポーツ	鷹揚園庭球場使用料	1面1時間 160円			合併前の額（現行どおり）							
87	生涯スポーツ	相馬村農村交流施設使用料			相馬球場全日3,600円 藤沢 運動広場無料	合併前の額（現行どおり）							
88	生涯スポーツ	相馬運動広場使用料			午前8時から午後9時 3,600円ほか	合併前の額（現行どおり）							
89-1	生涯スポーツ	弘前市運動公園有料公園施設使用料 競技場	共用一般1時間 60円ほか			合併前の額（現行どおり）							
89-2		庭球場	1面1時間 210円ほか			合併前の額（現行どおり）							
89-3		球技場	1時間 710円ほか			合併前の額（現行どおり）							
89-4		野球場	1時間 1,090円ほか			合併前の額（現行どおり）							
89-5		運動広場	1時間 710円ほか			合併前の額（現行どおり）							
90	生涯スポーツ	弘前克雪トレーニングセンター使用料	主練習場専用一般1時間 2,190円ほか			合併前の額（現行どおり）							
91-1	生涯スポーツ	岩木山総合公園使用料 野球場		1時間 700円ほか		合併前の額（現行どおり）							
91-2		テニスコート		平日1面1時間 300円ほか		合併前の額（現行どおり）							
91-3		体育館主競技場		1時間 900円ほか		合併前の額（現行どおり）							
91-4		宿泊所(社会人)		1人1日 1,850円		合併前の額（現行どおり）							
91-5		多目的グラウンド		1時間 2,000円ほか		合併前の額（現行どおり）							
92-1	生涯スポーツ	弘前B&G海洋センター使用料 競技場	共用一般1時間 60円ほか			合併前の額（現行どおり）							
92-2		武道場	共用一般1時間 60円ほか			合併前の額（現行どおり）							
92-3		芝生広場	共用一般1時間 60円ほか			合併前の額（現行どおり）							
92-4		岩木B&G海洋センター使用料 体育館		個人一般 午前・午後・夜間各200円ほか		合併前の額（現行どおり）							
92-5		トレーニングルーム		個人一般 午前・午後・夜間各100円		合併前の額（現行どおり）							
92-6		プール		1コース1時間 300円ほか		合併前の額（現行どおり）							
92-7		多目的広場		専用1時間 500円		合併前の額（現行どおり）							
93	文化振興	弘前文化会館使用料	ホール全日73,060円ほか			合併前の額（現行どおり）							
94	文化振興	岩木文化センター使用料		ホール全日6,000円ほか		合併前の額（現行どおり）							
95	文化振興	文化センター駐車場使用料	100円～520円			合併前の額（現行どおり）							
96	文化振興	市民会館使用料	ホール全日119,080円			合併前の額（現行どおり）							
97	文化振興	駅前市民ホール使用料	ホール全日40,950円ほか			合併前の額（現行どおり）							
98	文化振興	弘前市立百石町展示館使用料	第1展示室全日(販売なし)4,620円ほか			合併前の額（現行どおり）							
99	文化振興	旧東奥義塾外人教師館入館料	0			合併前の額（現行どおり）							
100	文化振興	旧弘前市立図書館入館料	0			合併前の額（現行どおり）							

No	専門部会	名称	合併前			合併時（17年度） 18年2月	変更年度						変更理由 又は関係条例等		
			弘前市	岩木町	相馬村		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
○地方税															
101	税務	法人住民税	14.7%	12.3%	12.3%	弘前市の率。 ただし、22年度までは現状のまま。							14.7%	合併調整内容による。	
102	税務	固定資産税	1.6%	1.4%	1.4%										1.6%
103	税務	都市計画税	0.2%												0.2%
104	税務	軽自動車税	1,000円～7,200円			合併前と同額									
105	税務	入湯税	150円			合併前と同額									
106	税務	たばこ税	本則による税率2,743円/1,000本 附則による税率 旧3級品以外 2,977円/1,000本 旧3級品 1,412円/1,000本			合併前と同率	本則 3,064円 /1,000本 附則 旧3以外 3,298円 /1,000本 旧3級品 1,564円 /1,000本 ※H18.7.1 ～	本則で旧 3級品以 外を、附 則で旧3 級品を定 める。 税率は同 じ。			本則（旧3級 品以外） 4,618 円/1,000円 附則（旧3級 品） 2,190 円/1,000本 ※H22.10.1 ～			18、19、22年度とも税制改正による。	
107	税務	鉱産税	1.0/100(0.7/100)			合併前と同率									
108	税務	個人住民税	所得割	均等割 3,000円 課税標準	税率 200万円以下 3/100 200万円を超える 8/100 700万円を超える 10/100	合併前と同率		均等割 3,000円 所得割 一律 6/100						19年度税制改正による。	
○介護保険料															
109	介護保険	基準額 (月額)	51,310円(4,276円)	49,200円(4,100円)	56,934円(4,745円)	現行どおり	63,420円 (5,285円)				64,200円 (5,350 円)			・18年度から3年度間毎の介護保険事業 計画により基準額を決定した。 ・現在の事業計画は21年度から23年度ま での第4期介護保険事業計画による。	
○国民健康保険料															
110	国保・年金														
	医療分	所得割	12/100	9.2/100	10.7/100	11.2/100			9.8/100		10.2/100			20年度「後期高齢者」導入による。 22年度 市「料率等」改正による。	
		均等割	26,880円	21,600円	33,600円	26,880円 (弘前市と同額)			23,520円		24,600円				
		平等割	25,200円	28,800円	40,200円	25,200円(弘前市と同額)			22,080円		24,000円				
		資産割	なし	なし	42/100	なし (弘前市岩木町の例)			—	—	—	—			
		賦課限度額	53万円	53万円	53万円	53万円 (合併前と同額)			47万円		50万円	51万円		国「政令改正」による。	
	介護分	所得割	1.2/100	1.3/100	1.6/100	3/100									
		均等割	5,400円	5,400円	7,800円	9,600円									
		平等割	3,600円	3,000円	6,600円	5,640円									
		資産割	なし	なし	12/100	なし (弘前市岩木町の例)									
		賦課限度額	8万円	8万円	8万円	9万円				10万円		12万円		国「政令改正」による。	
								後期支援分	所得割	1.4/100		3.2/100			
									均等割	3,360円		7,800円		20年度「後期高齢者」導入による。	
								平等割	3,120円		7,200円				
								賦課限度額	12万円		13万円	14万円	国「政令改正」による。		